

令和6年9月19日

取手市議会議長

岩澤 信 殿

議会運営委員会

委員長 赤羽 直 一

委員会中間報告書

本委員会の調査事件について、会議規則第45条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事件名 令和6年度第1回市民との意見交換会における意見・要望に関する当委員会所管事項
- 2 調査の経過 令和6年6月14日、8月27日
- 3 意 見 別紙のとおり

【議会運営委員会】 令和6年5月11日 市民との意見交換会（意見・要望）

項目	意見・要望	議会からの回答
1	陳情を請願と同じく取り扱えないか。	平成30年7月1日より、議会運営委員会の申合せとして、陳情の取扱いは原則として、全ての議員に写しを配布する取扱いとしております。ただし、議長が特に認めるものについては、請願と同様に取り扱うことが可能であるほか、陳情趣旨に賛同する議員が提出者との相談の上、陳情を請願へと変更することも可能な取扱いとしております。
2	投票率をあげる努力をしてほしい。 ・投票率の低下の要因の1つとして議会の充実と投票のPRを推進してほしい（※投票のPRの部分は、総務文教常任委員会に割り振り）	今後も議会の充実を図るとともに、投票のPRに取り組んでまいります。
3	議会基本条例の見直し ・市民が分かりにくい。市民に内容が伝わってない。 中身が変容している。議会が陳情を受付しないことは問題があるので変更を。	議会基本条例の見直しについては、議会基本条例第24条に規定されているとおり、議会運営委員会において定期的に検証を行っております。 また、ご指摘の陳情についてですが、提出いただいた陳情は全て受付を行い、受付後、全ての議員にその陳情の写しを配布しております。さらに議長が特に認める陳情は、請願と同様に取り扱うことが可能であるほか、陳情趣旨に賛同する議員が提出者との相談の上、陳情を請願へと変更することも可能な取扱いとしております。